

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第3条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第2章の章名及び同章第1節の節名を削り、第4条を次のように改める。

（記録の保存期間）

第4条 前条の場合において、省令第40条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第2章第2節、同章第3節の節名及び第11条から第40条までを削り、第41条を第5条とし、同条の次に次の4条を加える。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第6条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、省令第41条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）

第7条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長の求めに応じ、省令第53条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業についての準用）

第8条 第4条及び第5条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業についての準用）

第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第 2 章第 4 節、第 3 章及び第 4 章並びに第 5 章の章名を削る。

第 9 2 条に見出しとして「（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第 1 0 条とし、第 6 章の章名を削り、第 9 3 条を第 1 1 条とする。

附則第 2 条の前の見出し及び同条から附則第 5 条までを削り、附則第 1 条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。